

**『新版 イベント業務管理士公式テキスト 1級・2級 共通』**  
**第1版の修正内容について**

第1版発行時から法改正があり、この改正は重要な事項と考え、第2版では下記の箇所を改訂させていただく予定です。(発売日未定)

第1版をご購入いただきました皆様におかれましては、下記改訂内容をご理解のうえ本テキストをご活用くださいますよう、お願い申し上げます。

**■ 下請法改正による修正**

| 節  | 頁   | 見出し    | 第1版  | 第2版  |
|----|-----|--------|--|--|
| 11 | 193 | (3) 3) | 3) 各種発注先の検討と下請法の遵守   | 3) 各種発注先の検討と取適法の遵守   |
| 11 | 193 | (3) 3) | 下請法 (※第15節参照)  | <sup>とりてきほう</sup> 取適法 (※第15節参照)  |
| 15 | 260 | 2) ②   | 警備業法、下請法、労働者派遣法  | 警備業法、 <sup>とりてきほう</sup> 取適法、労働者派遣法   |
| 15 | 270 | 7)     | <p><u>7) 下請法 (下請代金支払遅延等防止法)</u></p> <p>下請法は、取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的としている。発注側の親事業者に対し、「書面の交付」「支払い期日を定めること」などを義務づけるとともに、「受領拒否」「減額」「買いたたき」などを禁止している。違反した親事業者には、罰則がある。</p> <p>なお、下請法の適用対象となる範囲は、当事者の「資本金」と「取引内容」の関係から規定される。</p> | <p><u>7) 取適法 (中小受託取引適正化法)</u></p> <p>※旧・下請法 (下請代金支払遅延等防止法)</p> <p>取適法は、取引の公正化と中小受託事業者の利益保護を目的とした法律である。発注者 (委託事業者) に対し、「発注内容等の明示」「支払い期日を定めること」などを義務づけるとともに、「受領拒否」「代金の減額」「買いたたき」などを禁止している。</p> <p>取適法の適用対象となる範囲は、「取引内容」と当事者の「資本金または従業員数」から規定される。</p> |

**■ その他の修正**

| 節  | 頁   | 見出し  | 第1版       | 第2版       |
|----|-----|------|-----------|-----------|
| 14 | 249 | 3) ③ | 次に「共有」を行う | 次に「移転」を行う |